



巻頭言

「みんなで被害者を支えるために」

岡山県知事 伊原木 隆 太

犯罪のない、安全で安心な社会は全ての県民の皆様の願いであり、豊かで快適な生活を営む上での基盤であります。しかしながら、理不尽な犯罪が後を絶たず、誰もが犯罪被害者となりうる現在、不幸にして被害に遭われた方への行政の支援は欠かせません。

本県では、平成18年4月に犯罪被害者等の支援に関する総合相談窓口を設置し、平成23年3月には、行政機関だけでなく、県民や事業者なども含めた県民総ぐるみで、犯罪被害者等の置かれる立場やその支援の重要性を理解し、適切な支援に結びつけていくために、全国の都道府県で4番目となる犯罪被害者等支援条例を制定いたしました。

また、県内27市町村の全てにおいて、平成24年4月までに同様の被害者支援のための条例が施行され、支援に関する総合対応窓口が設置されるなど、全国に先駆けて、県と県内全市町村が連携して支援体制の整備に取り組んできたところです。

このような取り組みは、まだ緒に就いたばかりであり、今後、被害に遭われた方に真に実質的な援助が及ぶことが何よりも重要です。実際に犯罪被害者やそのご家族・ご遺族の方は、ある日、突然、思いがけない犯罪により、直接的に生命や財産などの安全を脅かされただけでなく、その後の生活の上で抱える不安や負担、周囲の者からの誤解や無理解などから生じる二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

犯罪被害者等が犯罪から直接受けた被害から立ち直り、少しでも早く再び地域で平穏な生活を送ること

ができるようになるためには、県や市町村、警察など行政部門はもとより、皆様方民間支援団体や事業者、県民の皆様一人ひとりに、犯罪被害者等が真に必要なとしている支援に思いを寄せ、実際にご協力をいただくことが不可欠です。

県では、平成27年度末までに具体的に取り組むべき154の施策を「第二次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」として取りまとめ、「犯罪被害者週間」に「国民のつどい」を開催するなど県民の皆様への啓発活動や、子どもたちに命の大切さを伝える教育活動、二次的被害防止のための行政職員などを対象とした研修の実施など、関係団体・関係機関などとの連携のもとさまざまな施策に取り組んでいるところです。

社団法人被害者サポートセンターおokayama (VSCO) におかれましては、犯罪被害者等早期援助団体として、被害直後からの直接支援や相談業務はもとより、家庭内の性的虐待事案における住民基本台帳の閲覧制限に関する制度改正などへもご尽力されるなど、真に被害者の立場に立った取り組みを実践されており、その活動は誠に意義深いものと存じます。

県といたしましても、社会全体で犯罪被害者等の支援を推進し、被害に遭われた方が再び生きる力を取り戻され、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。VSCOの皆様には、今後とも犯罪被害者等の心に寄り添ったきめ細やかな支援にご尽力いただくとともに、本県の施策推進に一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

いま動きだした性犯罪被害者支援 —倉敷で初のフォーラム開催!—

12月9日、倉敷市の倉敷公民館で、「犯罪被害者支援フォーラムinくらしき —性被害にあうということ—」が、VSCOと岡山県の共催で開催されました。倉敷市で、フォーラムとしては、初めて行われたものでした。

はじめに、倉敷市市民局市民生活部生活安全課の樋口尚司課長より挨拶がありました。倉敷市では、今年4月に、**犯罪被害者等支援条例**が施行され、それと同時に、市の生活安全課に**犯罪被害者等のワンストップの相談窓口である総合相談窓口**が設置され、4人の職員が、犯罪被害者等の相談や情報提供、関係機関等との連絡調整に当たっています。設置から10件の相談があったそうです。倉敷市では、市を訪れた観光客が犯罪被害にあった場合、その相談にもあたるのが特徴です。



シンポジスト

- 金重恵美子(岡山県産婦人科医会理事・岡山中央病院副院長)
- 堤 幸司(岡山県警察本部警務部県民応接課犯罪被害者支援室 課長補佐)
- 富岡 美佳(ゆいネット岡山地区委員・山陽学園大学看護学部准教授)
- 寺田 和子(VSCO理事・犯罪被害相談員)
- コーディネーター
- 森 陽子(VSCO専務理事・犯罪被害相談員)

その後、「いま動きだした性被害者支援」というテーマで**シンポジウム**が行われました。

岡山県産婦人科医会理事の金重恵美子医師は、産婦人科医の性犯罪被害者への対応について話されました。また、岡山県警察本部の堤課長補佐は、性犯罪被害者が警察に申し出れば、性感染症の検査・治療や、緊急避妊や妊娠中絶の費用などを県が負担する公費負担制度があることを説明されました。

VSCOの寺田支援員は、性犯罪によって性感染症に感染させられた被害者や、妊娠させられてしまった被害者の具体例を挙げました。そして、VSCOが行ってきた性犯罪被害者への支援について説明しました。

VSCOでは、被害者の心と体を守るためのエイズ・性感染症の予防と妊娠の予防、そして、必要があれば、精神科の治療が大切と考えています。薬の力を少し借りることによってぐっすり眠ったり、食べたりすることが必要になることもあるからです。

また、深い心の傷を受け、人間不信に陥ってしまった被害者が、そこから立ち直り、再び自立していくために、警察に被害を訴えることも支援しています。警察や検察官が真剣に被害者を信じて対応してくれる中で、罰せられるべきは加害者ということ被害者が確認する事ができるからです。また裁判になれば、VSCOは、被害者のプライバシー確保はもちろん、警察・検察庁・裁判所への付き添い、被害者参加制度の利用、意見陳述のお手伝いなど全面的な支援を行っていきます。

最後にPANSAKUIによる**ライブ&トーク**がありました。京都からわざわざ、聞きに来られた方もいました。レイプ被害にあったばんさんと、ばんさんを支援してきたsakuさんの魂のこもった歌とトークに涙を流している方もたくさんおられました。(M.I)



性犯罪に関する公費負担制度

(岡山県警察のホームページより抜粋)

I 対象事件

- (1) 強制わいせつ罪(未遂も含まます)
 - ① 13歳以上の男女に対し、暴行・脅迫を用いて、わいせつな行為をした
 - ② 13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした
 - ※13歳以上の男女の場合は「暴行・脅迫」(殴る、自由が害される等)の行為が必要です。
- (2) 強制わいせつ等致死傷罪
強制わいせつの行為をされた被害者が怪我をした
- (3) 強姦罪(未遂も含まます)
 - ① 暴行・脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫(SEX、性行為)した
 - ② 13歳未満の女子を姦淫した
- (4) 準強制わいせつ罪又は準強姦罪(未遂も含まます)
人の心身喪失(熟睡、泥酔、精神障害等)又は抗拒不能(抵抗が不可能または著しく困難な状態)に乗じて、わいせつな行為、又は姦淫行為をした
- (5) 集団強姦等罪(未遂も含まます)
2人以上の者が犯行現場において共同して姦淫した
- (6) 強盗強姦罪又は強盗強姦致死罪(未遂も含まます)
 - ① 強盗犯人が女子を姦淫した
 - ② 強盗犯人が女性を姦淫した後女子が死亡した。

II 対象経費

初診料、再診料
再診料～診断書料、検査経費、性感染症経費、緊急避妊措置経費、人工妊娠中絶経費

III 保険の適用

性犯罪の被害に遭われた方については、保険の有無にかかわらず、自己負担された費用を公費で支払います。しかし、※の理由で公費で支払いができない場合は、被害者の方にご負担していただくことになります。
※夫婦関係、親子関係、兄弟姉妹、嘘の被害の申告、被害者が加害者に対して、暴行・脅迫等の行為をして犯罪を誘発した場合 等

IV 注意事項

性犯罪の場合は、被害者の方が警察に被害の届出をしなければならないことはありません。被害に遭われた時に、被害の届出をするかどうか迷われると思います。しかし、そのまま時間が経過してしまいますと
○妊娠してしまった
○性病になってしまった
○犯人につながる証拠がなくなってしまう
等の問題が生じてしまいます。
そうならないためにも一刻も早く警察に連絡して病院で受診してください。

岡山県内における、性犯罪被害者に対する緊急支援ネットワークづくり — ワンストップ支援センター岡山方式について —

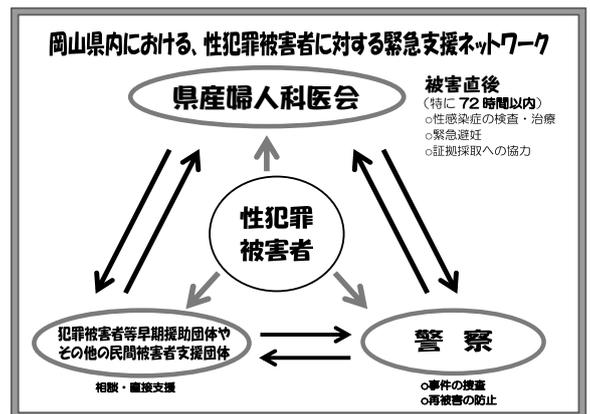
内閣府の「第2次犯罪被害者等基本計画」が2011年3月に閣議決定されました。この第2次基本計画の特徴は、性犯罪被害者支援に焦点を当てた施策が多数掲げられていることです。なかでも、「精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み」として、ワンストップ支援センターの設置促進を全国に働きかけています。

VSCOでは、2003年の設立当時から、性犯罪被害者の支援に取り組んできましたが、性犯罪被害の深刻さは、被害者の人間としての尊厳を踏みにじり、人格をないがしろにする卑劣な行為にも拘わらず、男女差別の長い歴史と、あたかも女性に非があるがごとき社会的風潮の中で、封印され続けてきました。VSCOでは、この状態を何とか支援できないものかと模索しながら、被害者支援に、積極的に取り組んできました。

VSCOの支援の柱の第1は、被害者の、まず体と心を守ること。第2が人間不信からの解放と自立です。

第1の体と心を守るために、性犯罪被害者に対する緊急支援ネットワーク（岡山方式）の構築に向けて取り組みを開始しました。岡山県内どこで被害を受けても、行きやすい近くの産婦人科でも、むしろ遠くの産婦人科でも、まず妊娠を防ぐこと、性感染症から守ること、そのために72時間以内の緊急支援につなげることがとても大切です。そこで、岡山県産婦人科医会（全会員、うち警察協力医24）とネットワークを組み、情報を共有しながら、支援体制を組むというものです。県の医療費公費負担制度は最大限活用することとするが、警察への連絡をためらっている被害者は、この制度の適用を受けることができません。そこでVSCOでは、VSCOの犯罪被害者支援基金を活用することの検討を始めました。そして、これらの緊急支援の後、生活支援、心の支援、刑事手続への支援など、人間不信からの解放と自立に向けての支援活動につないでいきます。

これは、第2次基本計画に策定されている各県1か所のワンストップ支援センター構想を、更に拡大し、岡山方式として実施しようとするものです。すでに岡山県警察本部と岡山県産婦人科医会との間では2013年1月23日に、岡山県産婦人科医会とVSCOとの間では、同年1月28日にそれぞれ協定書が締結され、近々実施の予定です。



「犯罪被害者等支援事業」の講演会 津山市等で開催!

11月4日、津山市の津山総合福祉会館で「犯罪被害者等支援事業」の講演会「犯罪被害者の声を聴いてください」が、開催されました。

「犯罪被害者等支援事業」は、岡山県警察からの委託で、VSCOが平成23年8月から25年3月まで行っている事業です。公募によって選ばれたVSCO広報員2人が、県内の事業所を訪問し、啓発活動を行っています。犯罪被害者やその家族・遺族に対して、職場の上司や同僚の理解や、回復のための休暇を求めています。



今回の講演会では、津山市長代理の津山市環境福祉部和田賢二部長の挨拶の後、「犯罪被害者の必要な支援」と題して、殺人・放火事件の被害者遺族の大崎利章さんの講演がありました。犯罪被害にあった苦しみと悲しみ、被害後助けになった会社からの具体的な支援について話しました。

最後に、VSCOの吉村広報員より「犯罪被害者等支援の重要性と理解・協力について」の説明がありました。

地元の事業者を中心に、94人の参加がありました。

「犯罪被害者等支援事業」では、25年1月20日に総社市総合福祉センターでも、また、2月2日に玉野市荘内市民センターでも、このような講演会を行いました。(M.I)

VSCOこの1年のあゆみ

2012年3月～2013年2月

総会 理事会

2011年度第2回通常総会 2012年3月23日(金)
「犯罪被害者等早期援助団体」として、支援と組織の一層の強化を目指し、犯罪被害者の視点に立脚しつつ、地域の総合力を生かした活動を展開するための2012年度事業計画・予算が可決されました。

2012年度第1回通常総会 2012年5月26日(土)
2011年度事業・決算報告と2012年度補正予算が承認されました。

2012年度臨時総会 2012年10月6日(土)
「公益社団法人認定申請に向けた定款変更」が承認されました。



2012年度臨時総会

理事会は毎月開催。公益社団法人移行認定申請に向けての議論や財政の基盤づくり、性犯罪被害者支援のための岡山県産婦人科医会との協定等について、活発に議論をし議決しています。公益社団法人移行認定申請書は平成24年

電話 面接 相談

直接 支援

電話・面接相談は性的被害の相談が最も多く、暴行・傷害、DV等の相談が増加しており、直接支援も深刻な相談が多くなっています。「性暴力被害」の自助グループは、ほぼ月1回と隔月でグループ会を開催しております。また、被害者本人や遺族の方による講演や「いのちと魂のメッセージ展」を、市民の集い・フォーラム等で開催し被害者の生の声を直接発信しました。(以上の詳細は、5頁のとおりです。)

支援員 の養成

支援員養成講座(岡山県後援)を次のとおり開催しました。基礎講座2012年4月21日～6月23日 全6回。中級講座2012年7月7日～9月1日 全6回。基礎講座は23名、中級講座は14名が修了し、7名を支援員に採用しました。その結果、支援員の構成は次のようになりました。犯罪被害相談員4名、犯給金申請補助員2名、電話・面接相談員20名、直接支援員18名、自助グループ支援員3名。(2012年10月1日現在)

研修

全国ネットワーク主催の全国研修会や中国四国ブロック研修会に参加した外、VSCO独自に次のような研修を行いました。継続研修は、ほぼ毎月1回、第1コーディネーター(弁護士)を講師に事例に基づき支援のあり方などについて。ミニカウンセリングは、第2コーディネーター(心理カウンセラー)を中心に、精神科医や大学教授を講師に招き、事例を基にしたロールプレイや、被害者のケアの歴史、支援する者の心得、支援員のストレス等々について。

フォーラム 講演会

2・3頁のとおりです。

情報 発信

- ・ ホームページ:「被害にあわれた方へ」「性犯罪にあわれた方へ」、活動状況、今日のVSCOは?、自治体の被害者支援、会員・組織、機関誌、VSCOの講師派遣制度、「VSCOの支援を受けて」、VSCOを支援する会、VSCOのテーマソング「窓の外には」、入会のお願い・寄付のお願い、等々を掲載しております。
- ・ ケーブルテレビなど:県内のケーブルテレビやFM局などで、機会あるごとに、県民や被害者の方へ向けてフォーラムの開催や電話相談などのご紹介をしております。
- ・ 事業所訪問:2011・2012年度は、岡山県警からの委託事業として、県内の事業所を訪問し、二次的被害の防止や、犯罪被害者に対する休暇制度など雇用の安定の問題について、犯罪被害者等への理解を増進させる啓発を行っています。
- ・ ビラ配り:岡山駅東口正面と倉敷駅で。

被害者支援活動の実施状況

2012年1月～12月分

1 電話相談

■年間相談件数(継続相談を含む)
295(月平均25)

面接相談

■年間相談件数(継続相談を含む)
47(月平均3.9)

■面接相談の端緒

電話相談後	36	他機関の要請	11	計	47
-------	----	--------	----	---	----

2 相談の内訳

■男女別相談件数(継続相談を含む)

男	117	女	225	不明	0	計	342
---	-----	---	-----	----	---	---	-----

■相談(被害)内容(継続相談を含む)

被害内容	件数	被害内容	件数
殺人・傷害致死	3	交通被害	21
強盗	1	暴力団犯罪	0
性的被害	67	悪質商法・ヤミ金	15
いじめ・虐待	18	財産的被害	14
暴行・傷害	49	その他の犯罪	18
DV	27	犯罪被害以外	95
ストーカー	14	計	342

3 紹介(件数)

VSCOの協力弁護士	15	県女性相談所	0
岡山弁護士会	1	県消費生活センター	25
LA岡山	0	その他の「岡山被害者支援・相談ネットワーク」加盟機関	7
法テラス岡山地方事務所	19		
精神科医	5	上記以外の機関	28
臨床心理士	0	計	100

4 専門家への橋渡し・裁判支援(回数)

専門家相談への付添	50	優先傍聴席の確保	0
専門家との連絡調整	26	遺影の持込	0
被害届・告訴状の作成・提出	0	冒頭陳述の内容告知	0
警察との連絡調整	0	公判記録の閲覧・謄写	0
警察への付添	4	証人の遮蔽ビデオリンクなど	1
被害者連絡制度の利用	0	意見陳述のサポート	4
検察庁との連絡調整	0	法テラスへの付添	0
検察庁への付添	11	民事裁判・家事調停等への付添等	1
被害者通知制度の利用	0		
不起訴記録の開示	0	仲裁センターへの付添	0
検察審査会への申立など	0	加害者等との交渉への付添	1
岡山県女性相談所への付添	0	出所情報の確保	5
保護命令申立など	0	再被害の防止	0
裁判所との連絡調整	0	物品の供与・貸与	0
刑事裁判・審判への付添	13	警告等の申立のサポート	0
代理傍聴	14	VSCOでの打ち合わせ・調査	29
小計	118	小計	41
合計		159	

5 生活支援・心の支援・自助グループ活動の支援(回数)

自宅訪問	10	関係機関連絡会議への出席と連携	2
身の回りの世話	0	公営住宅の確保等	0
病院への付添	0	雇用等斡旋のサポート	2
マスコミ対応	11	引越し等	0
精神科医の紹介・付添	36	生活保護・生活資金の確保	0
カウンセリング等	1	在留資格の確保等	0
エイズ検査への立会	0	自助グループの開催	13
計		75	

6 犯給金等申請の補助(申請した件数)

犯給金申請のサポート	0
犯罪被害者遺児等に対する奨学金給付のサポート	0
計	0

7 支援基金(支給した件数)

VSCO犯罪被害者支援基金の給付	5
全国ネット被害者緊急支援金	2

8 年度別実施件数

期間	電話相談	面接相談	紹介	裁判支援等	生活・心・自助の支援	犯給金	VSCO支援基金	全国ネット支援金
2007・4～2007・12	165	10	56	49	28	2	-	-
2008・1～2008・12	301	32	132	150	84	0	13	-
2009・1～2009・12	240	46	102	69	82	0	7	1
2010・1～2010・12	254	41	100	55	116	1	48	7
2011・1～2011・12	258	34	71	75	108	2	9	2
2012・1～2012・12	295	47	100	159	75	0	5	2

相談電話
ここに
(086) 223-5562
毎週月～土曜(午前10時～午後4時)
祝日・年末年始は休みます
相談・支援は無料、秘密厳守

支援の現場から一大崎利章さんの場合 被害者を中心に関係機関の連携会議で支援体制を

犯罪被害相談員 寺田 和子

1 事件の概要

2010年2月25日夕、大崎さんの留守中に妻は長男（当時14歳）と二男（7歳）の目の前で同居中の大崎さんの弟に包丁で刺殺され、自宅を放火された。子どもたち2人も同じ包丁で頭や背中など何カ所も刺され重傷を負った。裁判員裁判の結果は懲役27年の実刑であった。

2 当面の支援の内容

- ① 住居の確保 ② 経済的負担の解消
- ③ マスコミ対応 ④ 精神的ケア
- ⑤ 学校対策 ⑥ 捜査・刑事裁判への対応

3 関係機関による連絡会議の開催

（3月から9月まで5回開催）

最初の連絡会は子どもが入院している病院のケースワーカーを中心に実施されたが、事件直後でもあり、入院対応が中心であったようです。VSCOは、3月11日から支援に入ったが第2回目（4月6日）の連絡会議から大崎さんの要望もあり、相談窓口はVSCOが担当し、会議事務を市教育委員会指導課が担当した。支援体制のメンバーは末尾の表のとおりである。約1か月に1回の割合で開催し、大崎さん父子の医療や生活状況を踏まえて、その間の問題や、支援の内容、支援方法などを報告協議し、支援内容の共有によって支援をスムーズに行うことができた。

子どもたちの3学期終了前であり、通学や学習、友達関係への配慮のため、さらには進級時期でもあり、担任教師、スクールカウンセラーの対応は重要であり、全体の状況を把握した上での対応ができたよ

うである。特に、二男はフラッシュバック等で集団登校ができず、市ファミリーサポートセンターの協力を求めたが、料金や時間帯が合わず、大崎さんの会社の協力を受けて出勤時間をずらすことで対応した。

また、心ない近隣の住民による2次被害で子どもたちはフラッシュバックが起り、児童相談所に一時保護するなど、緊急時の対応がスムーズにできた。保健・福祉担当者は、自立支援医療費対応や、児童扶養手当の手続きなど適応できる施策の実施をされた。地区内組織の見守りなどの協力も一部お願いされた。

VSCOでは、上記の支援を関係機関と協議しながらきめ細かく実施した。

このように、連絡会議が持てたことは、被害者支援を被害者の心情にそって、的確にきめ細やかにすることができたこと、さらには、被害からの回復を少しでも早めることができたのではないかと思われる。

大崎さんは、現在、事件後3年目を迎えようとしている。子どもたちはまだ、PTSDなどの治療のためVSCOの付き添いで通院中であり、事件後の回復はまだまだかかりそうではあるが、大崎さん自身は、多くの人たちに被害者の立場を広く知ってもらいたいと、体験を語る活動をされるまでに回復されている。

支援関係機関一覧

総合病院、県警本部、警察署
 児童相談所、市教育委員会
 市保健福祉センター、市子育て支援課
 小学校、中学校、スクールカウンセラー、児童クラブ
 VSCO犯罪被害相談員・協力弁護士

支援の現場から -A子さんの場合 画期的な判決と、住基台帳の閲覧制限

犯罪被害相談員 高原 勝哉

1 岡山地方裁判所第2刑事部：平成23年（わ）第248号第296号準強姦、準強制わいせつ被告事件の判決から（平成24年3月7日言渡）

（主文）被告人を懲役10年に処する。未決拘留日数中200日をその刑に算入する。（求刑懲役15年）

（犯罪事実）被告人は、同居していた自己の養女であるA子（当時27歳）に対し、平成6年ごろからその乳房や陰部を触るなど

し、平成8年ごろからは性交を強いるなどの性的虐待を繰り返すとともに、ささいなことで同女を怒鳴り付け、暴行を加えるなどしていたものであるが、被告人による性的虐待や暴行等による恐怖心から、同女が被告人に対し抗拒(こうきょ)不能の状態に陥っていることに乗じて、

第1同女を姦淫しようと企て、平成21年12月7日頃、岡山県〇〇〇〇所在の被告人方浴室において、同女を姦淫し、もって同女の抗拒不能に乗じて姦淫し、

第2同女にわいせつな行為をしようと企て、同月13日頃、同所において、同女に自己の陰茎を口淫させるなどし、もって同女の抗拒不能に乗じてわいせつな行為をした。

(量刑の理由)被告人は、養女であった被害者が被告人の日常的な暴力等によって、被告人に逆らえないことにつき込み、意のままに命じて被害者を姦淫したり口淫させたりしたもので、被害者の人格を踏みにじった卑劣極まりない犯行である。被告人は、被害者が中学校に入学する前から継続的に性行為に及び、被害者に2度も妊娠させながらも、態度を改めることなく醜悪な行為を続けたのであって、その一環として行なわれた本件各犯行の常習性は顕著である。そして、本件各犯行による被害者の肉体的苦痛が大きいことはもちろん、今なおさいなまれている精神的苦痛は誠に甚大であって、その処罰感情がしゅん烈なものも当然といえる。もとより、自らの性欲を満たすためという犯行動機に酌むべき点は皆無である。被告人は、公判廷において一応反省の言葉を述べるものの、不合理な弁解に終始して、責任回避の態度が顕著であって、真摯に反省しているとは認められない。これらの事情からすれば、被告人の刑事責任は誠に重大であるといわざるを得ない。(後略)

- 注① 弁護人は、A子さんが抗拒不能の状態にあったとはいえ、むしろ同意があったなどと主張したが、判決は、被告人と再婚したA子さんの実母や平成21年10月頃からA子さんと知り合いその後A子さんと結婚した男性Bさんの証言、A子さんの供述などから、A子さんが抗拒不能の状態であったこと、A子さんが抗拒不能の状態にあり性行為の同意もなかったことを被告人が認識していたことは明らかと認定した。
- 注② A子さんの検察官調書は同意により証拠として採用されたが、同女は被害者参加をし心情に関する意見を堂々と陳述した。また、全公判を通じ、A子さんと傍聴席との間に、つい立てが設置された。
- 注③ 被告人は控訴したが、広島高等裁判所岡山支部は、平成24年7月4日控訴棄却の判決を言渡した。

2 住民基本台帳の閲覧交付制限

(1) A子さんは、平成21年12月14日、Bさんと県外で生活を始めた。その後A子さんは、住基台帳の閲覧制限を市役所に申し出たが、「前例がない」と断られたため、被告人に転居先を知られることを恐れたA子さんは転居届を提出することができなかった。そこで、VSCOは市役所と交渉を重ね協力精神科医によるPTSDの診断書を提出した結果、特例として閲覧交付制限が認められた。

(2) こうした経験を踏まえ、VSCOは、8頁の記事のとおり、平成24年4月総務省に制度改正を求める要望書を提出、同年10月1日から、「住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)」の一部改正が実施された(各都道府県知事宛の総行住第88号法務省民一第2441号平成24年9月26日)。

(3) 改正の要点は、「ドメスティック・バイオレンス」及び「ストーカー行為」に加え、「児童虐待」(保護者による18歳未満の児童に対するわいせつな行為を含む)、「その他これらに準ずる行為」を明示的に追加したもので、9頁の支援措置申出書は、改正後の様式である。

また、「総務省自治行政局住民制度課長の「留意点」(総行住第89号平成24年9月26日)には、次のとおり記載されている。「(上記準ずる行為について)児童虐待に該当する児童が18歳に達した後も引き続き支援を必要とするケース、18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかったケース、その他児童ではない者が虐待を受けているケースなどが想定されます。」「必ずしも措置の必要性を確認するための相談機関が明確ではない場合もありますので、市町村においては、個別のケースに応じ、都道府県公安委員会が指定する「犯罪被害者等早期援助団体」を始めとした民間被害者支援団体等(中略)からの意見等の聴取、精神科等の医師による診断書等により措置の必要性を確認しても差し支えないものと考えます。」



性的虐待 逃げ場筒抜け

転居先、加害家族が閲覧可能

制度改正求める声

家族から性的虐待を受けた被害者が、加害者からようやく逃げ出しても転居先を知られかねない仕組みが放置されている。被害者の住所が記載された住民基本台帳が、DV(ドメスティックバイオレンス)被害者のものは閲覧を制限することができるのに、性的虐待は対象外だからだ。支援団体は制度の改正を求めて国に働きかけを始めた。



「引越した後も、義父に見つかるとは思う」とコンビニに行くのさえ怖かった」と話す女性。被害者サポートセンター「おかやま」事務所

岡山市の犯罪被害者支援団体「被害者サポートセンター」おかやま(VSCO)は4月、総務省に制度改正を求める要望書を出した。義父に性的虐待を受け続けた女性から、義父に転居先を知られたくないのに基本

台帳の閲覧制限を拒否されたと相談を受けたことがきっかけだった。

同様に家族が加害者になるDVの場合は、2004年の省令改正で閲覧制限が全国に広がった。総務省によると、DV加害者が被害者に近づけないよう裁判所が接近禁止命令を出せるようになった「DV防止法」の存在が大きいという。

警察や配偶者暴力相談支援センターに意見を聞き、実施の可否を判断する。裁判所は接近禁止命令を出す際に警察などの判断を確認しており、確実に被害を確認できるためだ。

だが性的虐待は、児童虐待防止法で虐待の一つに位置づけられているだけ。総務省の担当者は「DVと異なり自治体が独自に被害の確認をしなければならず、閲覧制限を制度化しにくい」と説明する。

事「女性の相談を受ける女性センター、児童相談所など、警察以外の公的機関の聞き取りも被害証明として認めてほしい」と要望する。そもそも性的虐待の被害者は警察への相談をためらうのが一般的だ。VSCOが岡山県内の女子大生を対象に行ったアンケートでは、被害者の8割以上が警察に届けていなかった。「ノック音にもおびえる被害者のことを思えば、警察の確認だけにこだわるべきではない」

生き地獄15年「生きなおす作業を」

15年間、義父の性的虐待を受け続けた女性(30)は2009年冬、今の夫に出会い、数日分の着替えを持って彼の住む大阪に逃げた。居場所を知られないよう住民票はそのまま。だが長男を授かり、住民票のあるところではければ妊婦検診の補助制度が受けられないと知る。市役所で事情を打ち明け、住基台帳の閲覧制限を頼んだ。「前例がない」と断られた。

苦しみはいつまで続くのか。「ずっと生き地獄でした」。始まりは小学生のころ。従わないと殴られた。義父は学校まで車で送りし、携帯メールもチェック。逃げ場はなく、周囲は「仲のいい親子」と気づいてくれない。何度も左手首にカッターをあてた。にじむ血に「私、まだ生きてる」。それがつらかった。

高3の夏休み、義父の子を身ごもり中絶。自分も殺してほしかった。1カ月後には虐待が再開。次第に「なぜこんな目に」と考えることもなくなり、機械のように従った。大学生のとき再び子どもをおろした。

自分は幸せになっちゃいけない存在。でも夫は「お前が責任を感じる必要はない。俺が命を懸けて守るから一緒に来てほしい」と、仕事を休んで迎えるに来てくれた。初めて誰かを信じてみようと思う。(藤原学恵)

住民基本台帳事務における支援措置申出書

〇〇〇〇〇〇長
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・パヨレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

	市区町村	受付	連絡
		/	/
転送	/	/	/
	/	/	/
	/	/	/

平成 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日)	住所 (年 月 日)	連絡先	本人確認	
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日)	住所 (年 月 日)	その他		
申出者の状況 (別紙参照の上、いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCまでに準ずるケース
添付書類 (該当書類にV)	保護命令決定書(写し)		その他		
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面				
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい)				
	年 月 日 (相談先の名称)		(担当課)		
支援措置を求めもの (現住所が記載されているものに限る)	希望にV	支援を求める事務		現住所等	
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上
		住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所	同上
		住民票の写し等の交付(前住所地)		前住所	
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍	
	戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)		前本籍		
併せて支援を求め者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名
(添付書類がなかった場合)					
相談機関等の意見	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。				年月日
	2 上記併せて支援を求め者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。				担当
	3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合把握している状況:				相手方
	平成 年 月 日				市区町村の確認
	長 (印) (担当 課 係)				
備考					

(注) ●太枠の中に記入してください。

- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
- 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
- 申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
- 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
- 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
- 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

(社)被害者サポートセンターおかやま (VSCO)

会 員 名 簿

(2013.1.1 現在 50 音順 敬称略)

会員の皆様、いつもご支援ご協力ありがとうございます。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

正会員

〔個人〕

氏 名	職 業 等
逢沢 一郎	衆議院議員
荒木 信之	弁護士
有岡 道博	施設職員
安藤 清和	会社役員
安藤れい子	
家野 昌子	非常勤講師
井田千津子	弁護士
一井 暁子	
板野 次郎	弁護士
井上 健三	弁護士
井上 志乃	
井上 雅雄	弁護士
植田 敬三	自由業
植田 心壮	
植田 親和	明誠学院高校専務理事
宇高 了介	(株)エイトコンサルタント社員
内田 満里	
采女 富子	
梅里 伸正	
江田 五月	元法務大臣 参議院議員
大内 茂	会社役員
大角 昌子	
大藪 順子	フォトジャーナリスト
小川 健	会社役員
奥田 哲也	弁護士
小野 静子	
改発 邦彦	明誠学院高校副理事長
岸本 保	
桐野 忠夫	
高祖日出夫	高祖酒造(株) 代表取締役
小阪美穂子	主婦
國府 一夫	明誠学院高校監事
佐古 信五	岡山県議会議員
作花 知志	弁護士
佐藤 真治	岡山県議会議員
嶋村 稔	
菅形 俊孝	備前焼窯元 天地窯
菅波 茂	AMDA 代表
陶浪 保夫	弁護士
高井 崇志	
高橋 茂	積善病院院長
高橋 園子	
高原 勝哉	弁護士
高原 太郎	

氏 名	職 業 等
高原 俊彦	岡山県議会議員
田尻 祐二	岡山市議会議員
田中 紀章	鳥取市立病院院長
種田 和英	弁護士
田野 壽	弁護士
田淵 浩介	弁護士
田村比呂志	弁護士
坪井 一彦	
津村 啓介	衆議院議員
寺田 和子	保健師
飛山 美保	弁護士
長井 孝介	岡山市議会議員
中島 豊爾	公務員
永瀬 隆一	(有)ナガセ
中野 博史	
中原 清克	行政書士
成本 剛	会社役員
新谷 恭二	リースキン岡山東代表
西野 淑子	弁護士
丹羽 一裕	弁護士
萩原 誠司	
長谷川正弘	弁護士
原 功一	医師
播間 友恵	主婦
東 隆司	弁護士
姫井由美子	
平井 昭夫	弁護士
平松 敏男	弁護士
平松 泰江	
平松 真紀	弁護士
福嶋 正史	
藤井 秀孝	弁護士
藤浪 秀一	弁護士
堀井 茂男	慈圭病院院長
前原 幸夫	税理士
松木 秀夫	社会保険労務士
松村 健生	会社員
松村守佑子	正琴演奏者・みゅーじっくらいん琴友夢代表
松山 正春	医師
真邊 和美	女性問題アドバイザー
水内 淳一	会社役員
宮田 公人	高梁市議会議員
宮本由美子	弁護士
三好 英宏	弁護士

村田 吉隆	元国務大臣（犯罪被害者等施策担当）
森 伸子	認定心理士
森 陽子	心理カウンセラー
森崎岩之助	
森本 治雄	税理士
森脇 正	弁護士
森脇 久紀	岡山県議会議員

安田 寛	弁護士
山口三重子	看護教員
山崎 悦子	保健師
山本美津子	
吉澤 國治	税理士
吉次 立身	会社役員
若林 久義	会社役員

以上の外に匿名希望の方 27 名、合計 129 名の方々です。

正会員

〔団体〕

暁電業株式会社
医療法人 創和会
株式会社小倉組
株式会社 フジワラテクノアート

株式会社 サンエイシステム
合資会社 らりっくす
蜂谷工業株式会社
明誠学院高等学校

以上 8 団体です。

賛助会員

〔個人〕

池田 俊介
池畑 甫
池本しおり
石井 光子
井上 徳子
猪木 健二
井村 誠
岩下 卓
岩津 安罔
植田 昌吾
大熊 公平
大熊 昌子
太田垣弘枝
大塚 泰玄
岡崎 弘子
小倉 弘行
尾嶋 政江
鬼木のぞみ
垣下 大輔
片山 和良
片山 幸子

片山 洋一
加藤 紀文
加藤裕士
金澤 典子
金島 尚子
川上 章義
河端 武史
木口 兵衛
黒瀬 治樹
蔵野美佐子
桑田 優子
小林 清次
斎藤 亜美
崎本 敏子
左居 康雄
佐藤 悦子
佐藤 圭子
佐棟 敏男
沢田 直子
芝田 正剛
神土 純子

菅田美紗子
菅形 基道
杉谷 妙子
鈴木 知恵
角南 真澄
高原佳代子
高原 正明
高原 理紗
高山 憲三
谷川 敏夫
達野 克己
谷正 太郎
垂水 エミ
寺田 和子
寺田加代子
長尾八重子
長崎 司
中塚 多聞
中原 聡子
中村 正章
中山 淳子

野中 武
野中わかな
長谷川曜子
花田 雅行
羽場頼三郎
羽村 昇
東原 昌子
平松 知枝
秀平 尚子
福田 通雅
藤田紀美子
藤原 恭子
藤原悠紀子
船田 幸枝
本城 宏一
松島 重綱
松永 時子
丸山美奈子
水川美代子
三浦 一男
三島 佑香

光岡 孝志
光畑 俊行
三原 誠介
三宅 洋子
森 明子
森 恒
森川 幸子
森寺 克好
山崎 崇行
山下 剛平
山田 成一
山本 賢昌
横田 悦子
吉田 尚三
吉本 公子
若井たつ子
渡辺 節夫

以上の外に匿名希望の方 88 名、合計 189 名の方々です。

〔団体〕

e.k コンサルタント
医療法人なかの歯科クリニック
うどん亭さいとう
岡山県損害保険代理業協会
おかやま信用金庫
お食事がーでん 花食
サキヤクリエイト株式会社
株式会社廣栄堂
株式会社山陽新聞社
株式会社中国銀行
株式会社トマト銀行
株式会社ピアース
株式会社ワンク通商
クラカン

更生保護法人 備作恵済会古松園
財団法人 慈圭会 慈圭病院
非特定営利活動法人 岡山県福祉まちづくり協会コミュニティハウス・ピア
備北信用金庫
弁護士法人 岡山パブリック法律事務所
ナカシマプロペラ
三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店
みのるホテル事業株式会社
有限会社アタックプロデュース
有限会社土屋コンピューター会計
有限会社ニューカンヌ美容室
有限会社フレイズ
有限会社ヘルパーステーション菜の花

以上の外に匿名希望 6 団体、合計 33 団体です。

あなたの力を貸して下さい

被害者支援員養成講座(VSCO主催、岡山県後援)を受講してみませんか?

犯罪のない、安全で安心な社会の実現は、国民すべての願いです。しかし、近年理不尽な犯罪が後を絶たず、犯罪被害者の多くは、その権利を尊重されていないばかりか、十分な支援を受けられず、社会の中で孤立することを余儀なくされています。また、犯罪による直接的な被害にとどまらず、その後の二次的な被害に苦しめられることも珍しくありません。

私たちが2003年11月にこのセンターを立ち上げて以来、2004年の犯罪被害者等基本法の成立や裁判への被害者参加制度、裁判員制度など、法制度も徐々に整備されてきました。

私たちVSCOも現在では支援員計23名が、電話相談員・直接支援員等として日々活動しています。しかし支援を求める被害者の方は多く支援員が足りません。

そしてこのたび、2013年度の被害者支援員養成講座を開催し、支援員(第9期生)の候補となっていただけの方を募集することになりました。「被害者が苦しみ悩んでいるのを人間として放っておけない」と思われるあなたのご応募を待っています。(研修委員会の判断で受講をお断りすることもあることを予めご理解下さい。)

詳しくは、VSCOホームページ

VSCO **検索**

仲間になりませんか!

VSCOでは、会員を募集しています。
会費は、正会員 個人1口 10,000円
団体1口 30,000円

サポーター大募集中!

賛助会員 個人1口 2,000円
団体1口 10,000円
1口から、何口でもOKです。

お問い合わせは事務局かHPへ!

岡山県公安委員会指定・犯罪被害者等早期援助団体
全国被害者支援ネットワーク加盟・民間支援団体
(社)被害者サポートセンターおかやま

事務局 〒700-0818 岡山市北区蕃山町1-20
岡山県開発公社ビル1階
電話 (086)223-5564
FAX (086)201-5564
E-mail vsco@vsco.info
公式サイト http://vsco.info

基礎講座

定員 50名 講座回数 6回
会場 きらめきプラザ(岡山市北区南方)
受講料 12,000円(資料代込み、初回一括)
申込締め切り 4月19日(金)申込用紙は下記サイトから

第1回	4月27日(土)午後	開講式、支援員体験談、被害者支援の歴史、VSCOの活動など
第2回	4・5月中	刑事裁判の傍聴と解説
第3回	5月18日(土)午後	交通事故被害者のサポート、悪徳商法など消費者被害について
第4回	5月25日(土)午後	性犯罪・DV・ストーカー被害者のサポート
第5回	6月 8日(土)午後	児童相談所の働き、経済的被害の回復について
第6回	6月22日(土)午後	講演「最愛の息子の命を奪われた母の立場から」、閉講式

基礎講座修了者(原則皆勤の方)の中から希望で(研修委員会の審査あり)

中級講座

定員 20名 講座回数 6回
受講料 6,000円(資料代込み、初回一括)

第1回	7月 6日(土)午後	開講式、特別講演「支援員のストレスとサポート」
第2回	7月20日(土)午後	電話相談の基礎、自分自身を知りましょう
第3回	8月 3日(土)午後	電話相談の実際-ロールプレイを通じて-
第4回	7・8月中	検察庁見学(裁判傍聴を含む)
第5回	8月24日(土)午後	直接支援の実際(1)
第6回	9月 7日(土)午後	直接支援の実際(2)・(3)、閉講式

本人の希望と面接(9月8日午後)、VSCOの審査

被害者支援補助員として登録